

Ⅱ－９ 農地災害関連区画整備事業とその解説

§ 1 農地災害関連区画整備事業実施要綱

| | | |
|----|------------------|-----------------|
| | 平成元年 5 月 29 日 | 元構改 D 第 347 号 |
| 改正 | 平成 5 年 4 月 1 日 | 5 構改 D 第 237 号 |
| 〃 | 平成 9 年 4 月 1 日 | 9 構改 D 第 272 号 |
| 〃 | 平成 13 年 1 月 5 日 | 12 構改 A 第 964 号 |
| 〃 | 平成 13 年 4 月 10 日 | 12 農振 第 2092 号 |
| 〃 | 平成 18 年 10 月 1 日 | 18 農振 第 1068 号 |
| 〃 | 平成 22 年 4 月 1 日 | 21 農振 第 2317 号 |
| 〃 | 令和 2 年 3 月 30 日 | 元農振 第 3685 号 |
| 〃 | 令和 3 年 4 月 1 日 | 2 農振 第 3502 号 |

(農林水産事務次官から各地方農政局長、沖縄総合事務局長、北海道知事あて)

(目 的)

第 1 農地災害関連区画整備事業（以下「本事業」という。）は、被災農地の災害復旧事業に併せて、隣接する農地等を含めて区画形質を変更し、被災原因の除去を行うことにより、再度災害を防止し、農業経営の安定と国土の保全に資することを目的とする。

農地の災害復旧事業については暫定法及びその関連法令に基づいて被災前の現況における農地種別どおり復旧することを原則として実施されています。原形復旧を厳密に言えば、区画形状、標高、畦畔、耕心土の土層厚さ、基盤の状態等すべてが被災前と全く同様であることですが、これは現実的には不可能なことであるため、次の要件によって復旧するものは原形復旧とみなしています。

- ① 区画形状を変更しないもの
- ② 用排水機能に影響を及ぼさない程度の標高の変化
- ③ 旧畦畔の効用（境界、土止、止水等）を回復するための最小限度の工法変更
- ④ 耕心土の厚さを近傍農地の標準厚さとし、農地として利用可能な土を使用して復旧するもの
- ⑤ 必要な地均し、締固めを行う基盤整備

また、地形、地ぼう等の変化が著しく、広範に亘って被災し原形に復旧することが著しく不適当な場合には区画の変更及び代替開墾を行うこと

が可能となっています。

しかし、一定被災地域の農地に着目すると、その地域内においては道路、用排水路等が一体的不可分に存在しており、農地の再度災害要因の除去を図るという視点から考えると、現状の区画形質を固定して個別一筆のみの原形復旧を基本的には目指す現在の農地復旧方式では、自ずと再度災害防止上の効果に限界があるのは明らかであり、面的な災害復旧工法による区画形質の改良があつて初めて、再度災害防止上の安全度の向上が図られます。

したがって、区画整理方式で被災農地と関連未被災農地を取り込んで実施することによって、残存脆弱畦畔等の改良や排水路等の整備を総合的に一体的に実施し、再度災害要因の除去を積極的に行う事業が農地災害関連区画整備事業です。

(事業の内容等)

第2 本事業は、一連の農地が被災し、その被害の程度が甚大であつて、災害復旧事業の施行のみでは十分な効果が期待できない場合に、再度災害を防止するため被災した農地及びこれの利用又は保全上必要な農業用施設（以下「農地等」という。）の復旧と併せて隣接する農地等の整備を一定の計画に基づき総合的かつ一体的に区画整理方式で実施するものとする。

2 本事業は原則として3ヶ年以内に完了するものとする。

本事業は、被災面積及び未被災面積を含めた一連の農地を対象とするもので、被災面積が一体として整備する地域の約5割以上の場合です。事業実施は、復旧限度額の範囲内で申請者が樹立した再度災害を防止するために必要な整備水準の計画（一定計画）に基づき総合的かつ一体的に区画整備方式で行うものです。

また、「農業用施設」とは、農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱第1の2（2）による農業用施設をいいます。

なお、事業の整備水準としては、現行ほ場整備事業と同程度と考えます。区画の決定に当たっては、ほ場整備事業等を参考に決定すべきですが、被災箇所を含む当該地域が、再度災害を被る恐れがなく経済的な区画形状及び1戸当たりの所有面積等を考慮して決定すべきです。

(採択要件)

第3 本事業は次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

(1) 次の各号の一に該当する農地等であること。

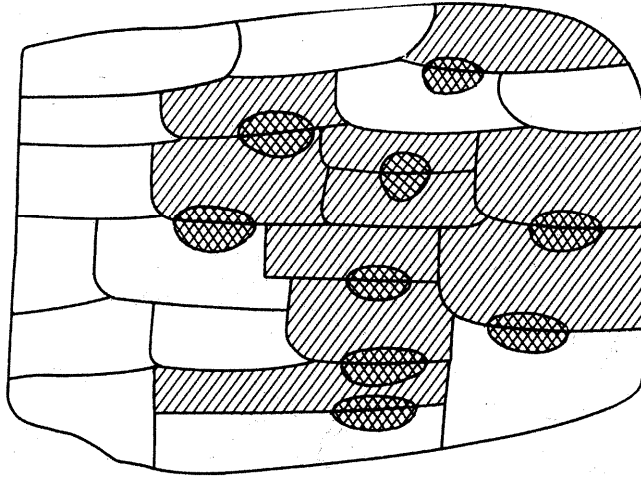
ア 農地等の被害が甚大であつて、災害復旧工事のみでは再度災害防止

に十分な効果が期待できないもの

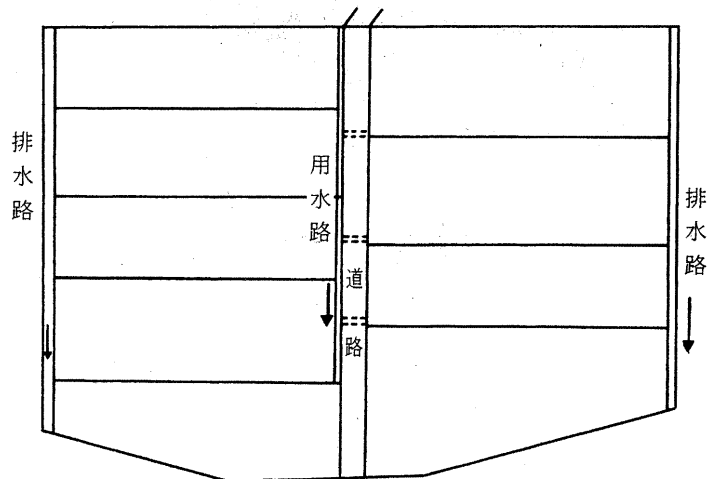
現状の区画形質を固定して個別一筆のみの復旧では、再度災害防止上の効果に限界があります。被災箇所へ接続した部分で同種の災害によって被災するおそれがある場合は、区画整理方式で被災農地と関連未被災農地を取り込んで実施することとなります。

(概念図)

被災状況



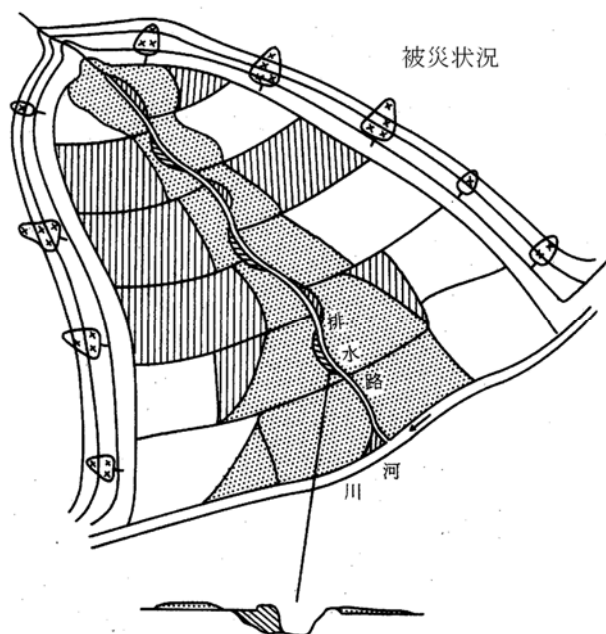
復旧状況



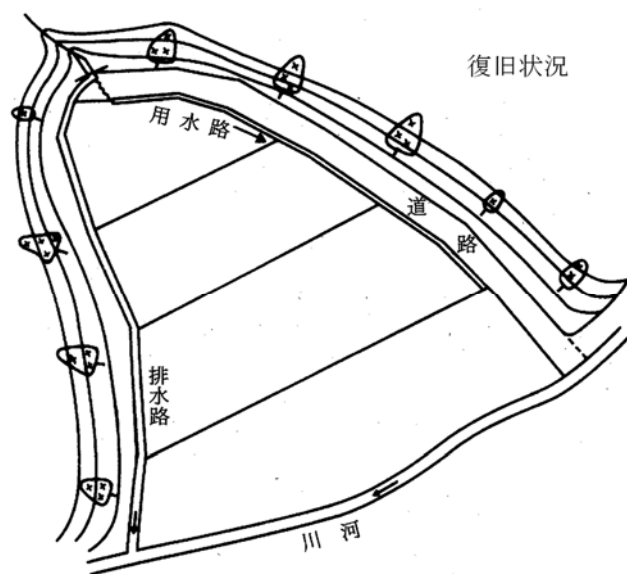
イ 次期降雨等により残存農地等及びその下流に著しい被害を及ぼすおそれがあるもの

用排水路の形状が被災の原因となって、用排水路及びその兩岸農地が被災した場合、被災部の部分的な災害復旧をしても、再度災害の防止とはなりません。したがって、区画整理により用排分離を図り、用排水路の線形及び断面を改良することによって、各筆の雨水が直接排水路に排水され、流水の分散が図られるとともに、流水の速やかな流下が可能となり、排水路からの溢水の危険がなくなることとなります。

(概念図)



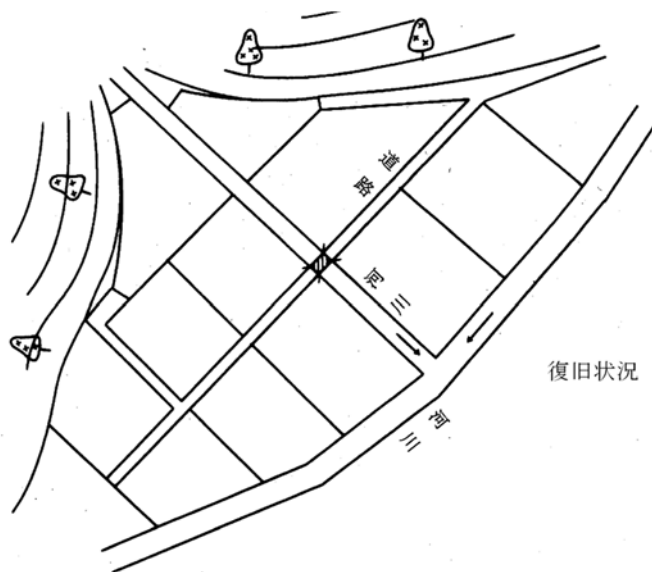
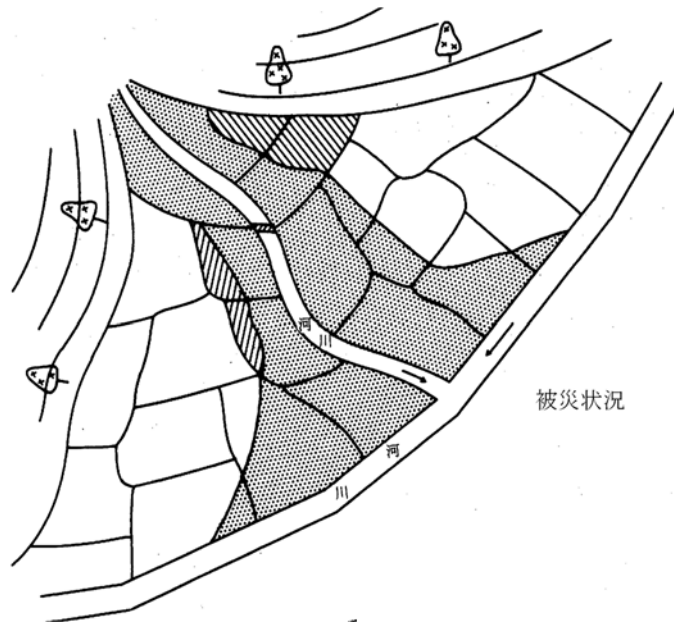
(概念図)



ウ 河川その他公共土木施設の災害復旧事業等に関連して実施することが、当該地域の再度災害防止の上で必要なもの

農地に隣接する中小河川の氾濫により土石による埋没又は流水による耕土の流出が生じた場合など、被災面積及び未被災面積を含む一連の地域の区画整理を実施することにより、河川復旧計画等と十分調整することが可能となり、さらに換地手法により河川の線形が改良され、河川氾濫等の二次災害を受けにくくなります。

(概念図)



- (2) 本事業に係る受益戸数が2戸以上であること。
受益戸数の考え方は土地改良事業と同一であり、農地の所有者が2戸で賃貸借している人が1戸の場合でも採択できます。
- (3) 本事業に係る工事費が4百万円以上であり、かつ、併せて施行する農地等災害復旧事業の被災面積及び工事費を原則として超えないものであること。
本事業は極力災害復旧事業の被害面積及び工事費の範囲に留めることとしますが、場合によっては超えることとなることもやむを得ません。
つまり、一連の地域に災害復旧事業に採択されていない被災面積(小災害の農地及び河川改修等で買収される農地の面積)があるとした場合、その被災面積も加えるものとし、このような場合は超えることもあります。
- (4) 当該農地等において他の改良計画がないこと。
「他の改良計画」とは実施中又は実施が確実と見込まれるほ場整備事業等の区画整備事業であり事業計画が決定していても、予算の裏付けがなく着工の見通しが無いものは含まれません。少なくとも着工承認を得たもの、又は着工年次がはっきり約束されているものに限りです。
他の改良計画がある場合は、原則として本事業としては行いません。
- (5) 事業効果が大きいこと。
「効果」は復旧限度額を求めることにより算出します。その方法は農地災害復旧事業に関する復旧限度額の算定式による金額とします。効果の大きさは概要書に示す全体事業費に占める農地の整備に要する費用と上記の復旧限度額を比較して、
農地の整備に要する費用 < 復旧限度額
であることを確認するものとします。
- (6) その他農林水産省農村振興局長(以下「農村振興局長」という。)が別に定める要件を満たすものであること。
一連の農地・農業用施設の面積の約5割以上が被災し、かつ、工事費(営繕費及び工事雑費を除く。)のうち国の補助残の一部(1/2以上)を地方公共団体において負担されるものでなければなりません。

ん。

(農地災害関連区画整備事業実施要領 2 参照)

(事業の申請)

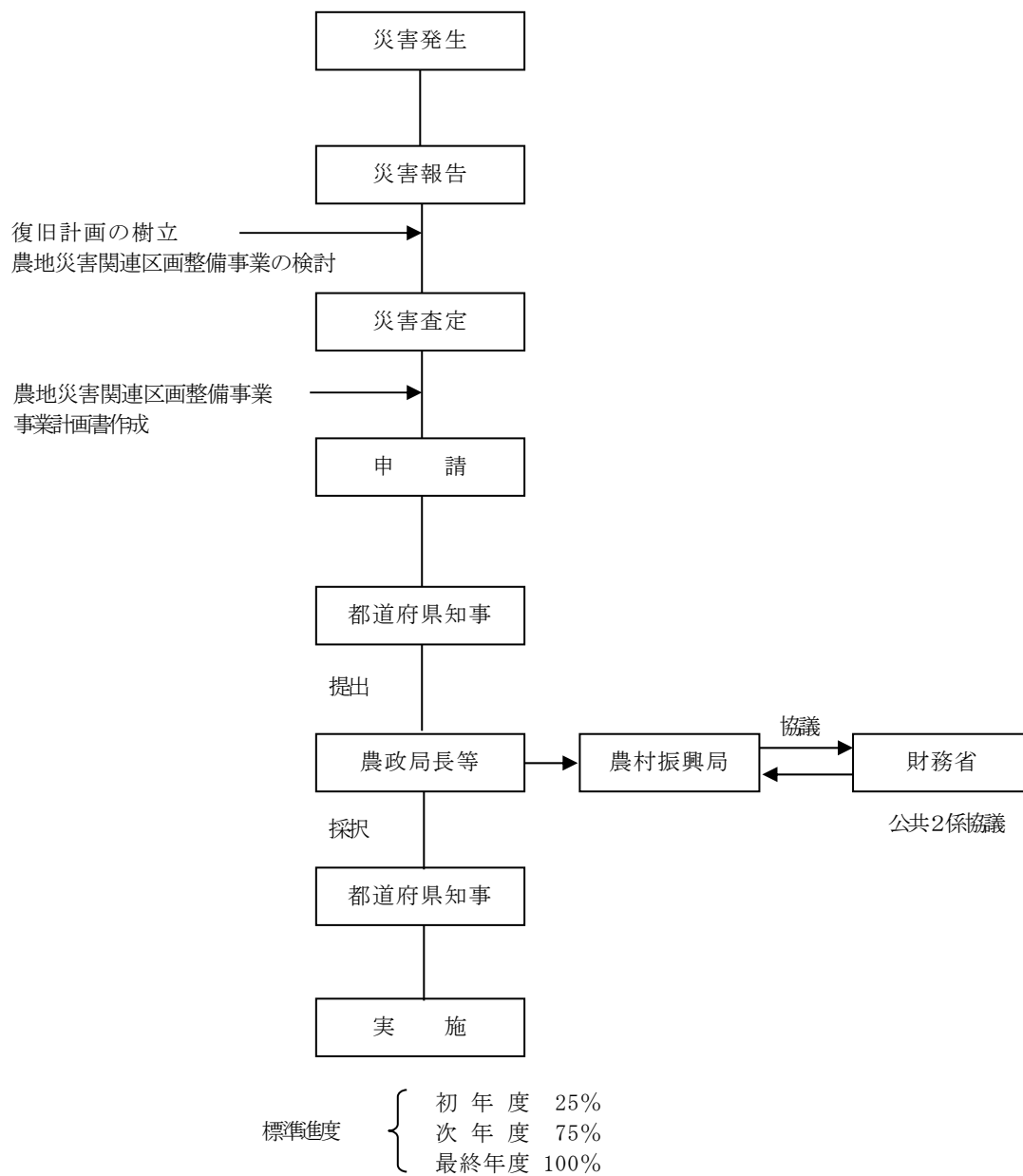
第 4 都道府県知事は、この事業を実施しようとするとき又は市町村、土地改良区その他都道府県知事が適当と認めるもの（以下「事業主体」という。）から本事業を実施したい旨の申請があったときは、事業採択申請書（別紙様式）及び事業計画概要書（農村振興局長が別に定める様式による。）を地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）。第 5 及び第 6 の 1 において同じ。）に提出するものとする。

国庫補助を受けて本事業を実施しようとする場合は、復旧事業と同様に申請行為が必要です。

事業の申請者は、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合等（生産組合）です。本事業は他の事業と異なり復旧事業があってはじめて検討されるものですが、本事業計画は災害復旧事業計画の樹立と並行して検討する必要があります。しかし、本事業の場合「災害一人歩き」により単独で効用回復を成し得る復旧事業費を差し引いた額となること、関係者の同意を得るのに時間を要すること等から、申請は災害査定後とならざるを得ません。

農地災害関連区画整備事業の採択までの流れは次のとおりです。

農地災害関連区画整備事業実施手順



(事業の採択)

第5 地方農政局長は、第4の規定により提出された事業計画概要書を審査の上、当該事業に国庫補助金を交付して当該事業を実施させることが適当と認められるときは、都道府県知事に事業の採択通知書を交付して、その旨を通知するものとする。

第4の規定により提出された事業計画概要書を審査のうえ、農林水産、財務両省間で各箇所毎に協議し、第3の採択要件に該当するものの中から、予算の範囲内で採択し、地方農政局長から都道府県知事に対し事業費決定の通知をします。

(事業の計画変更)

第6 都道府県知事は、第5の規定により通知を受けた事業に係る事業計画について、次のいずれかに該当する変更を行おうとするとき又は事業主体から変更を行いたい旨の申請があったときは、変更後の事業計画概要書を地方農政局長に提出して承認を受けるものとする。

(1) 主要な工事計画の著しい変更

(2) 物価又は労賃の変動によるものを除く事業費の20パーセント以上の変動（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

2 地方農政局長及び沖縄総合事務局長は、当該事業計画の変更内容の適否を決定し、これを承認したときは、農村振興局長にその旨を報告するものとする。

事業実施に伴って承認を受けた事業計画の変更を行う場合、地方農政局長の承認を受けなければならない範囲を規定したものです。

規定の内容

(1) 1項(1)(2)以外のもので変更の内容が軽微なものは地方農政局長の承認を受ける必要はなく、知事権限で処理することができます。ただし、変更した額については地方農政局長（農村振興局長）に報告することになっています。これは年度設計（計画書）の軽微な変更は、決算処理するため報告を行なう必要はありませんが、全体計画については予算措置上常に総枠を知っておく必要があるからです。

(2) 1項(1)(2)に該当するものは地方農政局長の承認を受けなければなりません。また、地方農政局長は農村振興局長にその旨を

報告することになっています。なお1項(1)の主要な工事計画とは区画形状の変更、用排水計画、道路計画、田面標高等であり、計画の基本的事項です。

(増破等の取扱い)

第7 本事業が未着手の場合において、本事業の対象となっている農地に新たな災害が発生し、当該農地が新たな災害復旧の対象となったときは当該農地に係る本事業は廃止する。また、この事業実施中において、事業計画の根本的な再検討を要する災害が発生したときは、当該事業を新たな災害発生時の出来高で打ち切り、新たな事業計画(災害復旧事業としての要件を備えている場合にあっては、災害復旧事業計画)により実施するものとする。

本事業計画の地区内で本事業の対象となっている農地に新たな災害が発生し、当該農地が新たな災害復旧の対象となったときは、当該農地に係る本事業は廃止し、計画変更で処理するものとします。また、費用振分比率は計画変更後の率とします。しかし、災害規模が大きい時には全体計画を見直す必要があります。

(補助)

第8 国は、本事業に要する別表に掲げる費用のうち、工事費(営繕費及び工事雑費を除く。)につき、別に定めるところにより、予算の範囲内において補助するものとする。

(委任)

第9 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

別表（要綱第8関係）

| 区分 | 費目 | 事業費目の内容 |
|------|---|---|
| 工事費 | 本工事費 | 事業の主体をなす施設の工事(工事に必要な仮設工事を含む。)の施行に直接必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料、土地の借料費。ただし、請負施行の場合にあつては、これらの費用のほか、船舶及び機械器具損料、営繕損料及び諸経費を含む。 |
| | 附帯工事費 | 本工事によって必要を生じた他の施設の工事の施行に直接必要な費用であつて、前号に規定する本工事の内容に相当する部分の経費 |
| | 測量及び試験費 | 工事の施行に必要な調査、測量及び試験に要する費用 |
| | 用地費及び補償費 | 工事の施行に必要な土地等の買収費又は借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用(補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。) |
| | 船舶及び機械器具費 | 工事の施行に直接必要な船舶、機械器具、車輛(乗用車を除く。)等の購入費、借料及び運搬費並びにすえ付け、撤去、修理及び製作に要する費用 |
| | 営繕費 | 工事の施行に必要な現場事務所、見張所、倉庫、仮設宿舍等の新設(購入を含む。)、改築、移転若しくは修繕に要する費用又は借料及びこれらの建物に係る敷地の買収費又は借料 |
| | 換地費 | 換地計画及び換地処分に必要な経費とする。 |
| | 工事雑費 | 工事の現場事務に必要な経費。ただし、工事費(工事雑費を含む。)の額に1,000分の15を乗じて得た額以下のものであること。 |
| 事務雑費 | 工事の施行に伴い必要な事務に要する経費(工事雑費に類するものを除く。)。ただし、工事費の額に1,000分の15を乗じて得た額以下のものであること。 | |

注) 換地費の積算は「換地業務の経費算定について(昭和49年5月17日49-5)により積算する。(参考:ほ場整備事業の場合一般に総事業費に対して5%程度である。)

別記様式(第4関係)

番 号
年 月 日

地 方 農 政 局 長
(北海道にあつては農村振興局長) 殿
(沖縄県にあつては沖縄総合事務局長)

都道府県知事
氏 名

農地災害関連区画整備事業採択申請書

農地災害関連区画整備事業実施要綱第4の規定により、 年度新規地区として下記のとおり事業を実施したいので、採択されたく申請する。

記

| 災害名 | 番号 | | 地区名 | 所在地 | 事業主体 | 数 量 | 事業費 (イ) | 採択 理由 | 参 考 | | 備 考 |
|-----|----|----|-----|-----|------|-----|------------|----------|------------|--------------------|-----|
| | 地区 | 箇所 | | | | | | | 災害費 (ロ) | (イ)の工事費 (ロ)の工事費 | |
| | | | | | | 箇所 | 千円 | | 千円 | 千円 | |
| | | | | | | | () (注) | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | |

注) 事業費欄()は農業用施設の整備にかかる費用を記入する。

§ 2 農地災害関連区画整備事業実施要領

平成元年 5 月 29 日 元構改 D 第 348 号
改正平成 5 年 4 月 1 日 5 構改 D 第 238 号
// 平成 22 年 4 月 1 日 21 農振 第 2318 号

(構造改善局長から各地方農政局長、沖縄総合事務局長、北海道知事あて)

- 1 農地災害関連区画整備事業（以下「本事業」という。）の実施に関しては、農地災害関連区画整備事業実施要綱（平成元年 5 月 29 日付け元構改 D 第 347 号農林水産事務次官依命通達。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要領に定めるところによるものとする。
- 2 要綱第 3 の（6）の農林水産省農村振興局長が別に定める要件は一連の農地・農業用施設の面積の約 5 割以上が被災（農地への土砂の流入、耕土の流失、農地畦畔の崩壊、農業用施設の欠壊等をいう。）した場合であつて、かつ、工事費（営繕費及び工事雑費を除く。）のうち、国の補助金を除いた額の一部が地方公共団体において負担される場合であることとする。
- 3 本事業の農業用施設に係る事業費は、全体事業費（災害復旧事業と本事業に要する経費）に係る本工事費のうち農業用施設の整備に係る費用の占める率を本事業に要する経費に乗じて算出した額とする。
- 4 要綱第 4 の事業計画概要書は、別紙様式のとおりとする。

注) 2 の「国の補助金を除いた額の一部」とは国の補助金を除いた残額の 1/2 以上を負担するものと考えています。

別紙様式（第4関係）

農地災害関連区画整備事業計画概要書

（単位：面積：ha、金額：千円）

| 都道府県名 | 面積 | (ふりがな) 地区名 | 筆数 | 1筆当り面積 | 番号 | 地区 | 箇所 | 災害及び 被災月日 | 所在地 | 事業 主体 | 採 択 年 度 | | | | | | |
|-------------|----------|---------------|----|--------|----|------|------|---------------------|-----|----------|------------------|--------------|-------|-----|-------|-------|-----|
| | | | | | | 関係戸数 | 被災面積 | | | | | 区分 | 事業費 | 補助金 | 補助率 | 復旧限度額 | |
| 現況 | | | | | 被災 | | | 全体 事業 の内 訳 | 全体 | () | | | 被災 | 計画 | | | |
| 計画 | | | | | | | | | 災害費 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 関連費 | | | | | | | | |
| 被災状況 | 災害事業費の内訳 | | | | | | | 関連事業費の算出 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | 区分 | 事業費 | 補助金 | 補助率 | 区分 | 全体事業費 | 比率 | 関連事業費 | 補助金 | 補助率 |
| | | | | | | | | 農地 | | | | 農地の整備 | | | | | 0.5 |
| | | | | | | | | 農業用 施設 | | | | 農業用施設 の整備 | | | | | |
| | | | | | | | | 計 | | | | 計 | | | | | |
| 災害費の 内訳 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区画整備の 計画 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 主要工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

注) 5万分の1の位置図を添付すること

§ 3 農地災害関連区画整備事業の実施について

平成元年 7 月 17 日

(構造改善局防災課災害対策室長から各地方農政局防災課長、沖縄総合事務局土地改良課長、北海道施設整備課長あて)

農地災害関連区画整備事業実施要綱（平成元年 5 月 29 日付け元構改 D 第 347 号農林水産事務次官依命通達。以下「要綱」という。）及び同実施要領（平成元年 5 月 29 日付け元構改 D 第 348 号構造改善局長通達。以下「要領」という。）に基づき事業を実施運用するに当たって必要な事項について、別紙のとおり定めたので、事業の実施に遺憾のないようにされたい。

おって、貴局管内の各都道府県担当者には貴職から通知されたい。

別 紙

1. 要綱及び要領の質疑応答集（省略）
2. 計画概要書記入要領（別添—2） 1
要領に定める計画概要書の記入要領である。
3. 採択申請に必要な資料
 - (1) 事業計画
 - (2) 事業費内訳表（別添—3） 別紙
 - (3) 計画概要図
 - (4) 添付図面
 - ①位置図（2 万 5 千分の 1 図）
 - ②計画平面図等（被災面積を赤色にて明示する。）
 - ③被災写真（本災に係るもの及び全景写真等）
 - ④その他必要書類

§ 4 農地災害関連区画整備事業計画概要書記入要領

1. 現況
本事業地区の現況諸元を記入する。
2. 計画
本事業地区の計画諸元を記入する。
3. 被災面積
農地復旧に使用した被災面積の実面積を記入する。

4. 全体事業の内訳

区画整備全体の事業費から災害費を引き関連費とする。

補助金、補助率は災害復旧事業費の内訳及び関連事業費の算出欄より記入する。全体欄（）は全体事業費に占める農地の整備に用する費用を記入する。（算出方法は全体事業費に本工事費の中に占める農地の整備に用する費用の比率を乗じる。）

5. 復旧限度額

被災欄及び計画欄は被災面積及び計画面積（農地面積）に農地災害復旧事業に関する1アール当たり事業費を乗じた金額を記入する。

6. 被災状況

対象となった災害の被災状況等を記入する。

7. 災害費の内訳

災害復旧事業の箇所ごとに事業量、面積、事業費、事業内容等を記入する。

8. 区画整備の計画

整備計画の概要を記入するが、用水計画、排水計画、区画の決定等を記入する。

9. 主要工事

整地工、道路、用水路、排水路等の各工種に分け構造、数量等を記入する。

10. 災害復旧事業費の内訳

地区内にある災害復旧事業を、農地、農業用施設に分けて記入する。補助率が未定の場合は想定で記入する。

11. 関連事業費の算出

農地の整備、農業用施設の整備の比率は、全体事業費に係る本工事費のうち農地の整備・農業用施設の整備に係る費用の占める率を使用する。補助率が未定の場合は想定で記入する。

別紙

事業費内訳表

(単位：千円)

| 工種 | 細目 | 全 体 | | | 本 災 | | | 農地災害関連区画整備事業 | | | 備考 |
|-----------|-----|-----|----|----|-----|----|----|--------------|----|----|----|
| | | 事業量 | 単位 | 金額 | 事業量 | 単位 | 金額 | 事業量 | 単位 | 金額 | |
| 整地工 | 整地 | | | | | | | | | | |
| | 表土扱 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 用水路工 | 幹線 | | | | | | | | | | |
| | 支線 | | | | | | | | | | |
| | 小用 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 排水路工 | 幹線 | | | | | | | | | | |
| | 支線 | | | | | | | | | | |
| | 小用 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 道路工 | 幹線 | | | | | | | | | | |
| | 支線 | | | | | | | | | | |
| | 耕道 | | | | | | | | | | |
| | 橋梁 | | | | | | | | | | |
| 暗渠排水 | | | | | | | | | | | |
| 直接工事費 | | | | | | | | | | | |
| 共通仮設費 | | | | | | | | | | | |
| 純工事費 | | | | | | | | | | | |
| 現場管理費 | | | | | | | | | | | |
| 一般管理費 | | | | | | | | | | | |
| 本工事費計 | | | | | | | | | | | |
| 付帯工事費 | | | | | | | | | | | |
| 測量及び試験費 | | | | | | | | | | | |
| 用地及び補償費 | | | | | | | | | | | |
| 船舶及び機械器具費 | | | | | | | | | | | |
| 営繕費 | | | | | | | | | | | |
| 換地費 | | | | | | | | | | | |
| 工事雑費 | | | | | | | | | | | |
| 応急工事費 | | | | | | | | | | | |
| 事務雑費 | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | |